

赤 穂 市 入 札 監 視 委 員 会
 令 和 4 年 度 第 2 回 委 員 会 議 事 概 要 書

開 催 日 及 び 場 所	令和5年2月8日(水) 市役所6階 601会議室	
委 員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部教授) 羽田 由可 (弁護士) 武内 隆幸 (兵庫県職員) 家根 次代 (税理士)	
審 議 対 象 期 間	令和4年4月1日 から 令和4年9月30日 まで	
報 告 事 項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報など不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止などに関する苦情・申立ての状況	
審 議 事 項 (協 議 事 項 等)	(1) 抽出案件の審議	
抽出案件	4 件	案件名
一般競争入札	(工事) 1 件	千種地区急傾斜地対策工事 (建設部土木課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事) 1 件	北野中浄水場第1系No.1浄水池電気設備更新整備工事 (上下水道部水道課)
	(委託)	
	(物品)	
随意契約	(工事) 1 件	有年土地区画整理事業 整地工事 (建設部区画整理課)
	(委託)	
	(物品) 1 件	赤穂市人権カレンダー (市民部市民対話課)
委員からの意見・質問、それに対する回答など	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	【意見】 審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(3)指名停止状況について</p> <p>入札参加資格制限及び指名停止基準第3条関係の別表第1第6項アの「契約締結を拒んだ者」と、同基準第4条関係の別表第3第9項第4号イの「契約を辞退したとき」の違いは何か。</p> <p>別表第3第6項の「建設業法違反」においては県外の一般建設工事等が含まれているのに対し、同表第8項の「不正又は不誠実な行為」については、県外の一般建設工事等が含まれていないのはなぜか。</p>	<p>別表第1の「拒んだ者」とは、理由もなく一方的に契約を締結しない悪質な事案を想定して入札参加資格制限を行うものであるのに対し、別表第3の「辞退したとき」とは、理由に正当性がないものの、入札参加資格制限を行うまでもない事案を想定している。</p> <p>指名停止モデルの全国規律である「中央公契連指名停止モデル」を参考としている。建設業法違反の場合は官報への掲載、都道府県からの通知により正確な情報を把握できる一方、県外の暴力行為等の情報を正確に把握することは困難であると思われる。</p>
<p>審議事項</p>	
<p>①千種地区急傾斜地対策工事（建設部土木課）</p>	
<p>17者の入札申込に対して、1者辞退となっているが、辞退理由は把握しているか。</p> <p>開札結果記載の「条件基本価格」とは何か。</p> <p>入札参加申込において、手持ち工事数が4件までという制限だが、契約管財課ではどのように確認しているか。</p> <p>工事の支払い条件について、どのように精査されているか。</p> <p>工事における、履行遅滞やトラブルにはどのように対応しているか。</p> <p>工事概要のところ、崩壊土砂防護柵工とあるが、重力式擁壁を建ててその上に鹿除けのような柵を造るのか、それともワイヤーかネットで落石を覆いかぶさるような工事なのか。</p>	<p>電子入札システムを通じて辞退届が提出されるため、理由は把握できている。</p> <p>ランダム係数を乗じる前の最低制限価格である。</p> <p>入札参加資格審査の際、契約管財課で管理している工事台帳等の資料により確認をしている。</p> <p>部分払規程等に基づき支払いを行っており、工事完了後の精算払いについては、契約管財課の検査実施後、適切に支払っている。</p> <p>工事に関しては、各工事担当課において工程管理をしており、また必要に応じて指示書を作成して対応している。またトラブルが生じた際は、契約管財課と情報共有もしている。最終的には契約管財課において、完了検査にて工事に遅延がないかを確認し、遅延などが認められる場合は規程等に基づいて対応している。</p> <p>崩壊土砂防護柵工とは、斜面の法尻において一般的に行っている工法で、擁壁を打って柵を設置し、上から落ちてくる土砂を柵で受け止める内容である。 なお、今回の工事については、家屋が近接しており擁壁を打つには、コスト面、施工面に課題があることから、斜面上に直接支柱を設置し、網を張る構造としている。</p>

<p>②北野中浄水場第1系No.1浄水池電気設備更新整備工事（上下水道部水道課）</p>	
<p>入札参加業者が3者と少ない状況が寡占状態であり、このような状況において、公平性が保たれた適正な入札が成立していると言えるのか。</p> <p>指名競争入札となっているが、2度の予定価格超過により不落となっていることを根拠に、随意契約とならないのか。</p> <p>なぜ、入札要件に土木一式工事に加えて管工事の登録を追加したのか。入札業者を限定するために要件を変更したということなのか。</p>	<p>入札条件を充たした3者が全て参加していることから、寡占にはならず公平性が保たれていると考える。</p> <p>まず、不落による随意契約を行う場合、前提として設計内容を変更しないことが条件となるが、本件の場合、入札が不落となった時点において、労務単価が変更になったこと、また管工事が必要と判断したことから設計内容を変更したため、随意契約ではなく、指名競争による入札を実施した。</p> <p>管工事を追加した理由については、設計見直しにあたり検水ポンプ、濁度などを測定する配管工事が必要と判断したためであり、委員ご指摘の競争入札に参加できる業者を3者に限定するためではない。</p>
<p>③有年土地区画整理事業 整地工事（建設部区画整理課）</p>	
<p>本件の経緯について伺いたい。</p> <p>なぜ、変更契約ではなく随意契約なのか。</p> <p>廃棄物を自らの責任において処理する事業者を根拠として、その業者と随意契約を行うことは適正なのか。</p> <p>変更契約金額が、当初契約金額の30%を超える場合の別途契約のあり方については、今後の検討課題としてもらいたい。</p>	<p>本件は令和3年度に契約締結をした道路舗装外工事において、当初想定していなかった産業廃棄物の処理をするため、赤穂市契約事務処理要領に基づき、別途随意契約を行ったものである。</p> <p>本件は変更見込額が請負代金の30%を超える工事であるため、赤穂市契約事務処理要領に基づき、別途契約とし、また廃掃法に基づき事業者が産業廃棄物を自らの責任において確実に適正に処理する必要があることから、1者見積りによる随意契約をしたものである。</p> <p>本件は入札の競争性より、廃掃法に基づく業者の責任が優先すると判断したためである。</p> <p>別途変更契約等の在り方について、兵庫県等にも確認し調査、研究する。</p>
<p>④赤穂市人権カレンダー（市民部市民対話課）</p>	
<p>見積り合わせが予定価格超過により不落となった際、その結果を業者に伝えているか。</p> <p>本件の見積り依頼書中、見積書の金額訂正も訂正印があれば有効ともとれるような記載があるが、実際の取扱いはどうなのか。</p>	<p>入札参加者全員に、予定価格超過である結果と最低入札金額を伝えている。</p> <p>工事及び委託業務における金額の訂正は、赤穂市電子入札システム条件付き一般競争入札実施要綱第10条第2項第4号又は赤穂市電子入札システム指名競争入札実施要綱第6条第1項第4号において無効とあるため、本件についても無効である。</p>